

公布された条例のあらまし

◇薬事法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

薬事法の改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県附属機関に関する条例
- (2) 奈良県住民基本台帳法施行条例
- (3) 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 奈良県薬事審議会条例

2 施行期日

平成二十六年十一月二十五日から施行することとした。